

第2回 京都市自転車政策審議会

令和6年度

令和6年12月27日（金）



- 1 京都市自転車総合計画2025の進捗状況について
- 2 令和7年度以降の放置自転車の撤去等の業務について
【資料5】
- 3 自転車安全教育検討部会の審議経過報告について
【資料6】
- 4 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について
- 5 次期京都市自転車総合計画策定の流れについて
- 6 その他

1 京都市自転車総合計画2025の進捗状況 について

1 - 1 「京都市自転車総合計画2025」の概要



コンセプト : 「自転車共生都市 京都」の実現
～自転車をつながる、ひと・まち・暮らし～

計画期間 : 令和3年度 ～ 令和7年12月末

計画の対象範囲 : 京都市全域

計画の位置付け : 京都市基本計画の分野別計画
市町村自転車活用推進計画

コンセプトの実現に向けて、これまでの施策は継承、充実・強化しつつ、
3つの柱に沿って、10の施策を展開

柱 1

「ひと」との共生

～ルール、マナーを学び・守り合う～

【推進施策1】ライフステージやニーズに応じた自転車安全教育・学習の推進

【推進施策2】自転車の安心・安全な利用環境づくりの推進

【推進施策3】観光客の自転車利用ルール、マナーの向上

柱 2

「まち」での共生

～道路を正しく使い合う～

【推進施策4】自転車走行環境の整備

【推進施策5】駐輪環境整備及び放置自転車対策の推進

柱 3

「暮らし」での共生

～生活の質を高め合う～

【推進施策6】環境にやさしく快適な移動環境づくり

【推進施策7】健康増進のための自転車の活用

【推進施策8】安心・安全な自転車観光の推進

【推進施策9】災害対応を視野に入れた自転車の活用

【推進施策10】その他関連施策

1 - 1 「京都市自転車総合計画2025」の概要



自転車 走行環境

京都市自転車走行環境整備ガイドライン (令和4年4月改定)

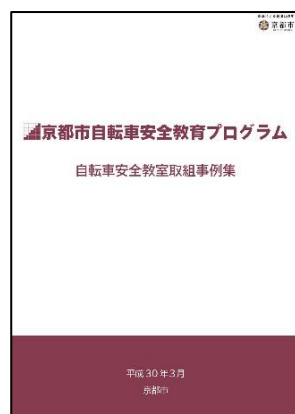


自転車が安全に走行できる環境整備に向け、誰もが分かりやすい京都版の統一的な整備マニュアル。

ルール ・ マナー

京都市自転車安全教育プログラム ～自転車安全教室取組事例集～

(平成30年3月策定)



自転車の安全教育について、子どもからお年寄りまでライフステージ別に教えるべき主なポイントや、現在本市や京都府警察等が実施している自転車安全教室等を体系別、世代別に整理。

1-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標

● 施策の取組による効果を把握するため、以下の評価指標を設定。

【評価指標】

指標名	基準となる数値	目標値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①自転車がルールやマナーを守って安心・安全で快適に利用されていると感じる市民の割合	23% (令和3年度)	前年度から 上昇	19.6% (令和4年度)	18.1% (令和5年度)	16.9% (令和6年度)	—
②自転車損害保険等への加入率	86.4% (令和3年度)	100% (令和7年度)	84.4% (令和3年度)	88.4% (令和4年度)	86.1% (令和5年度)	86.4% (令和6年度)
③車道左側通行をする自転車利用者の割合	45% (令和2年度)	50%以上※1 (令和7年度)	47.2% (令和3年度)	41.8% (令和4年度)	36.5% (令和5年度)	37.9% (令和6年度)
④自転車事故件数	781件 (令和元年※2)	520件以下※3 (令和7年)	612件 (令和3年)	596件 (令和4年)	617件 (令和5年)	—
⑤健康増進や観光振興等、多様な場面で自転車が活用されていると感じる市民の割合	未測定	前年度から 上昇	37.6% (令和3年度)	38.5% (令和4年度)	35.3% (令和5年度)	49.7% (令和6年度)

※1 過去5年度のアンケート調査では、約70%の方が歩道通行を行い、約30%の方が車道通行を行っている（車道通行している方は、99%が車道の左側を通行）。こうした状況を踏まえ、歩道通行から原則である車道左側通行に誘導し、車道左側通行する方が自転車通行者全体の50%以上となることを目指す。（平成28年度31%、平成29年度29%、平成30年度28%、令和元年度30%、令和2年度45%）

※2 令和2年は、新型コロナウイルスの影響により人の移動が平年と異なる交通実態の可能性があるため、令和元年の数値を採用した。

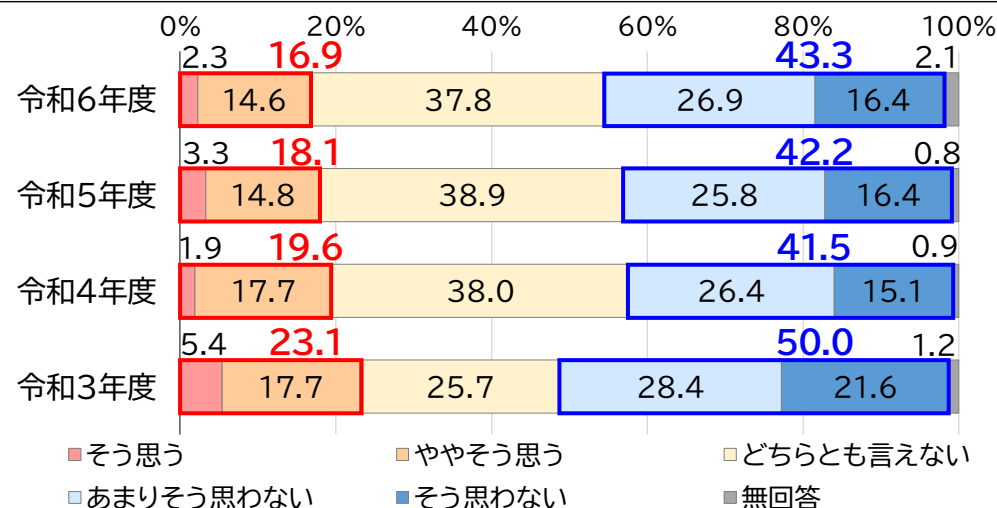
※3 京都府が定めている自転車事故件数の目標値（令和7年750件←令和元年1,121件）を基に設定した。

1-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標



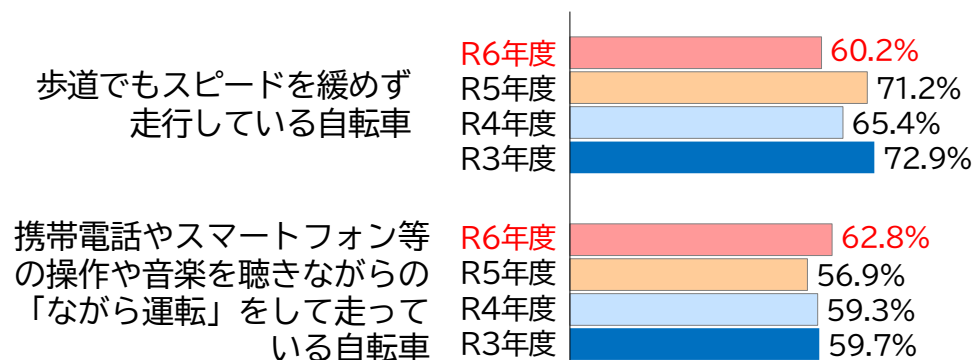
①自転車がルールやマナーを守って安心・安全で快適に利用されていると感じる市民の割合

- ルール・マナーの認知度が高まることにより、これまで以上に厳しい目でルール・マナーが守られていないと判断される傾向にある。



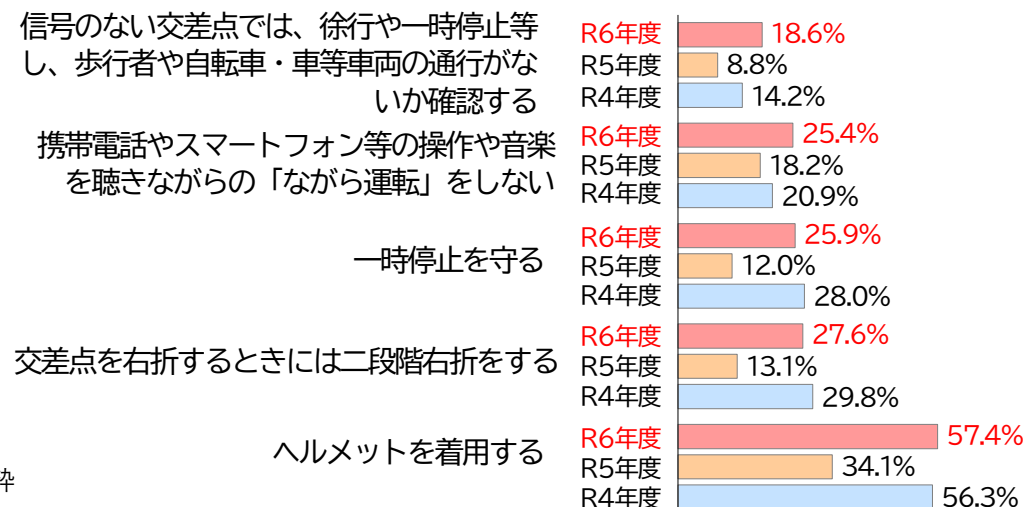
出典：市民生活実態調査

■京都市内を歩いていて、自転車利用者の走行で危険を感じたり、危険に思ったりする行為は何ですか。



【自転車利用実態調査】より設問回答の一部抜粋

■あなたが自転車のルール・マナーで、守っていないと思うものについてすべてお答えください。



【自転車利用実態調査】より設問回答の一部抜粋

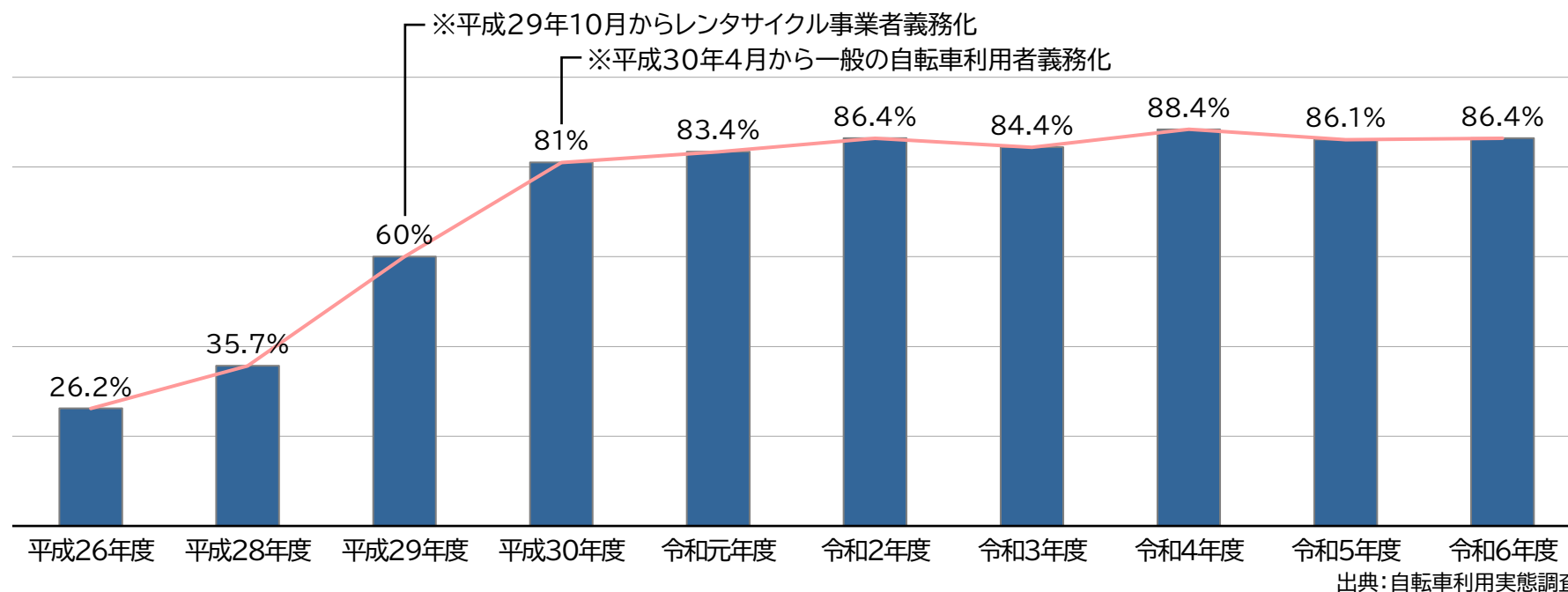
※R5年度は5つまでと回答数を制限

1-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標



②自転車損害保険等への加入率

- 「自転車に乗る頻度が少ない」ために加入していない層や転入者等に対して、引き続き自転車保険加入を訴える周知啓発に取り組む必要がある。



■ 自転車保険に加入しない理由は何ですか。

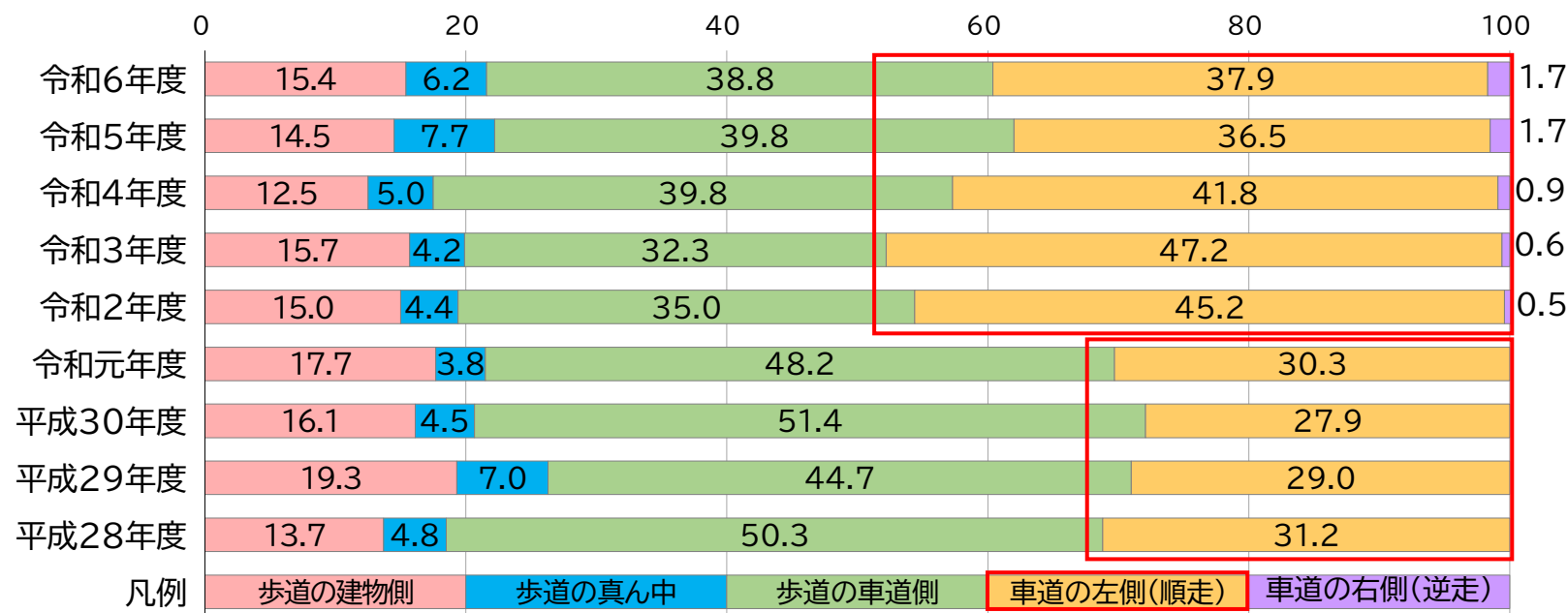
項目	R4年度	R5年度	R6年度
自転車保険についてよく知らないから	34.2%	24.7%	30.9%
保険料が高いから	30.4%	25.9%	19.8%
自転車に乗る頻度が少ないから	32.9%	42.0%	38.3%

1-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標



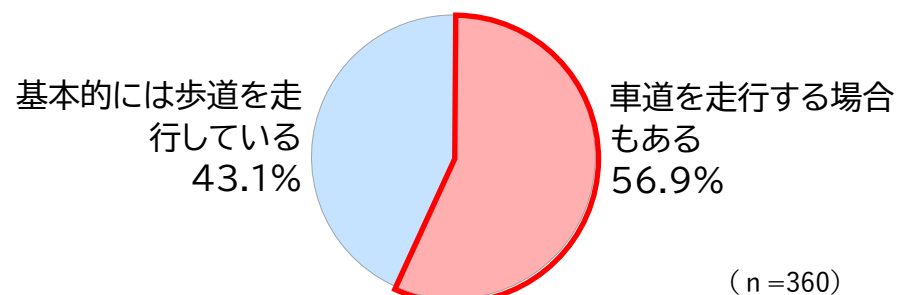
③車道左側通行をする自転車利用者の割合

- 令和6年度の調査結果では約6割が歩道走行しているが、その内、約6割は車道を走行する場合もあり、車の通行が多い道路などで歩道を走行すると回答している。



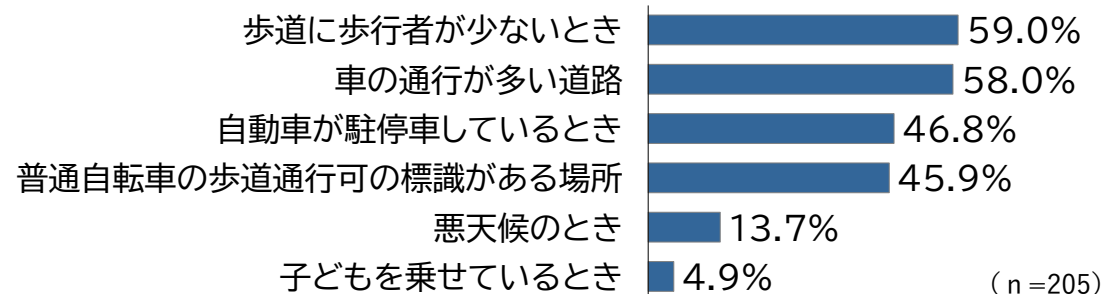
出典：自転車利用実態調査

- 「歩道を走行する」と回答した方にお伺いします。常に歩道を走行していますか。



出典：自転車利用実態調査

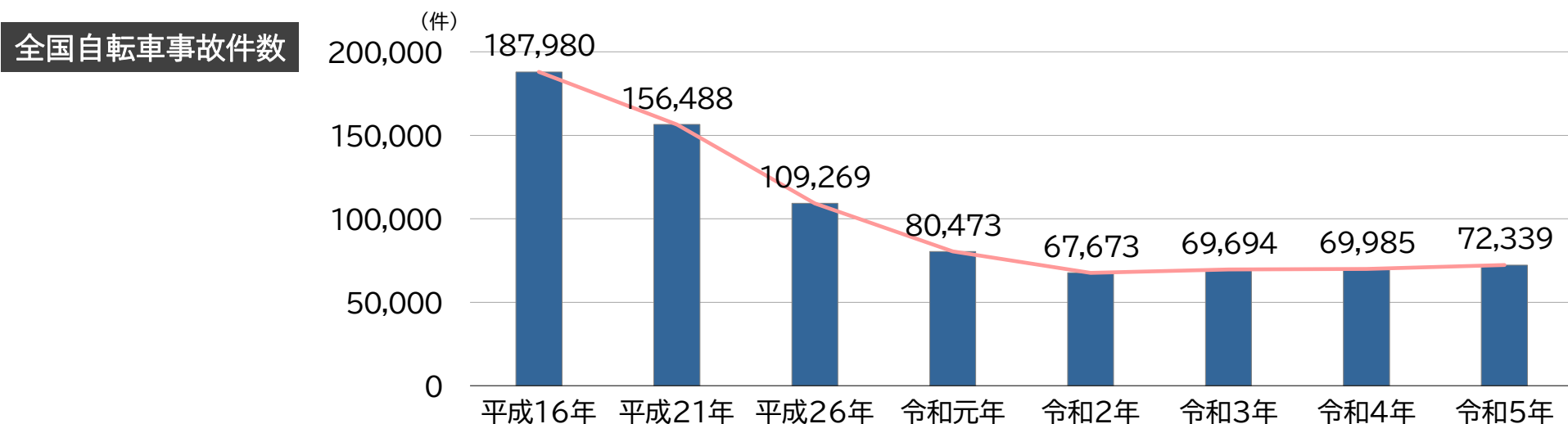
- 「車道を走行する場合もある」と回答した方にお伺いします。どのようなときに歩道を走行しますか。(複数回答)



出典：自転車利用実態調査

1-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標

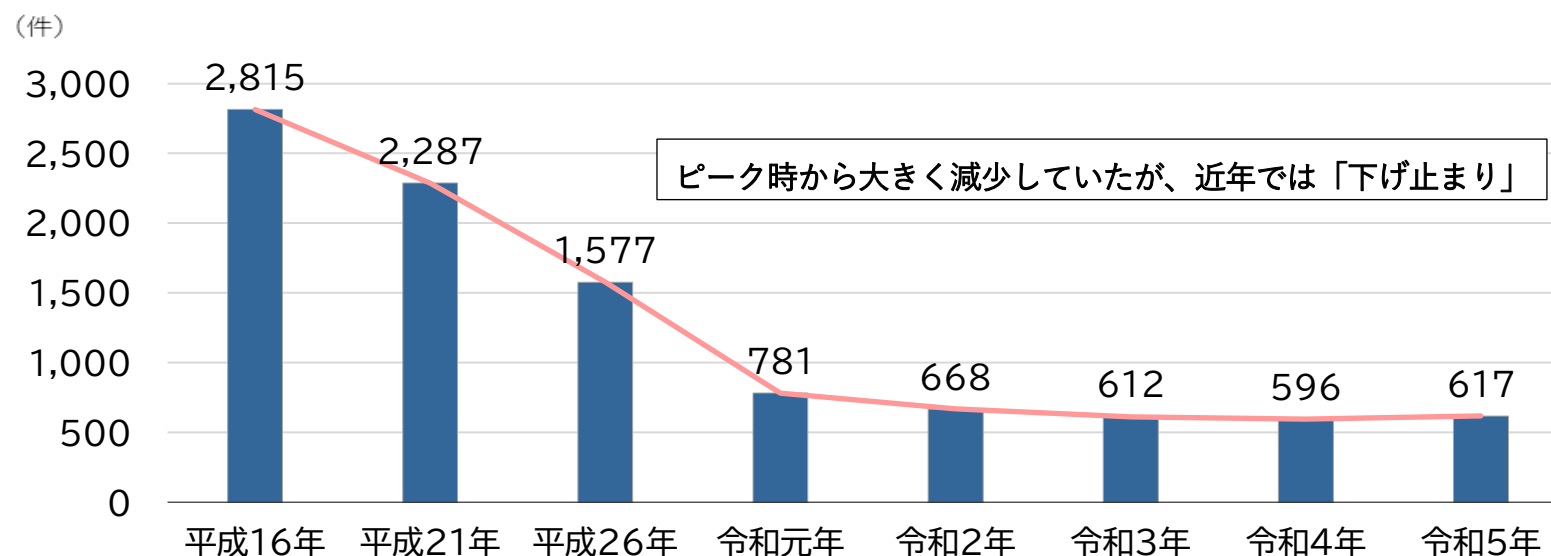
④自転車事故件数



出典：警察庁資料より京都市作成

京都市自転車事故件数

- 令和4年と比較すると、21件増加しており、コロナの5類感染症移行の影響と考えられる。



出典：京都府警察提供資料より京都市作成

1 - 2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標



④自転車事故件数

政令市の
自転車関連事故等の比較

市名	自転車 分担率 (R2国調)	自転車 分担率 順位	自転車 関連事故件数 (R5警察庁)	全交通 事故件数 (R5警察庁)	全交通事故に 占める自転車 事故の割合	人口 (R6.1.1)	自転車事故 (件/千人)	自転車関連 事故順位	全交通事故 (件/千人)
札幌市	12.0	15	825	4,572	18.0%	1,968,641	0.42	17	2.32
仙台市	14.1	14	446	2,016	22.1%	1,097,620	0.41	18	1.84
新潟市	9.6	18	177	1,191	14.9%	771,085	0.23	20	1.54
さいたま市	22.6	4	968	3,124	31.0%	1,345,012	0.72	8	2.32
千葉市	16.2	12	597	1,888	31.6%	979,877	0.61	11	1.93
川崎市	15.3	13	941	2,753	34.2%	1,545,711	0.61	12	1.78
横浜市	9.5	19	1,760	7,703	22.8%	3,769,220	0.47	15	2.04
相模原市	21.1	7	624	1,992	31.3%	724,774	0.86	6	2.75
静岡市	22.2	6	854	3,470	24.6%	675,930	1.26	1	5.13
浜松市	11.9	16	776	4,999	15.5%	779,436	1.00	5	6.41
名古屋市	18.8	10	2,403	8,143	29.5%	2,327,322	1.03	4	3.50
京都市	25.8	3	617	2,419	25.5%	1,441,419	0.43	16	1.68
大阪市	30.6	1	3,431	8,199	41.8%	2,773,676	1.24	2	2.96
堺市	26.0	2	842	2,613	32.2%	810,848	1.04	3	3.22
神戸市	9.6	17	957	4,327	22.1%	1,497,802	0.64	9	2.89
岡山市	22.4	5	438	2,373	18.5%	715,266	0.61	10	3.32
広島市	20.7	8	481	2,109	22.8%	1,184,268	0.41	19	1.78
北九州市	7.8	20	495	3,910	12.7%	914,620	0.54	13	4.27
福岡市	19.8	9	1,386	6,005	23.1%	1,645,123	0.84	7	3.65
熊本市	16.8	11	346	1,736	19.9%	737,944	0.47	14	2.35
平均値	17.6		968	3,777	24.7%		0.69		2.88

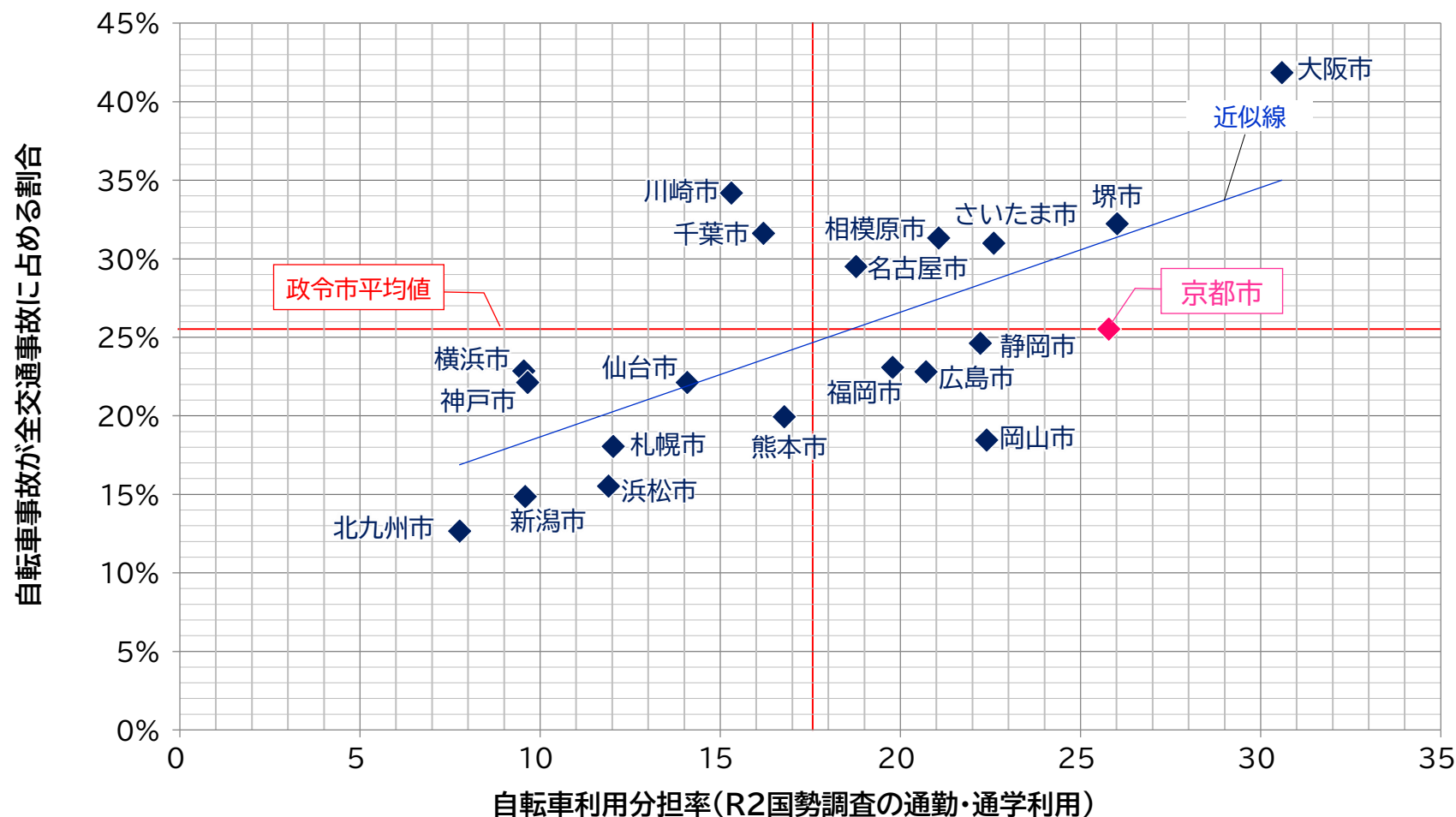
※自転車関連事故件数については、青字はR4年での値を使用

出典：総務省HP令和2年国勢調査（従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果）
警察庁HP交通事故統計情報のオープンデータ

1-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標

④自転車事故件数

- 自転車事故が全交通事故に占める割合については、自転車分担率が高い割には自転車事故件数が少ない結果となっている。



※赤線は政令市の平均値,黒線は近似直線

※自転車関連事故件数については、下記の政令市はR5年の値に更新済み、それ以外はR4年で算出した値を使用

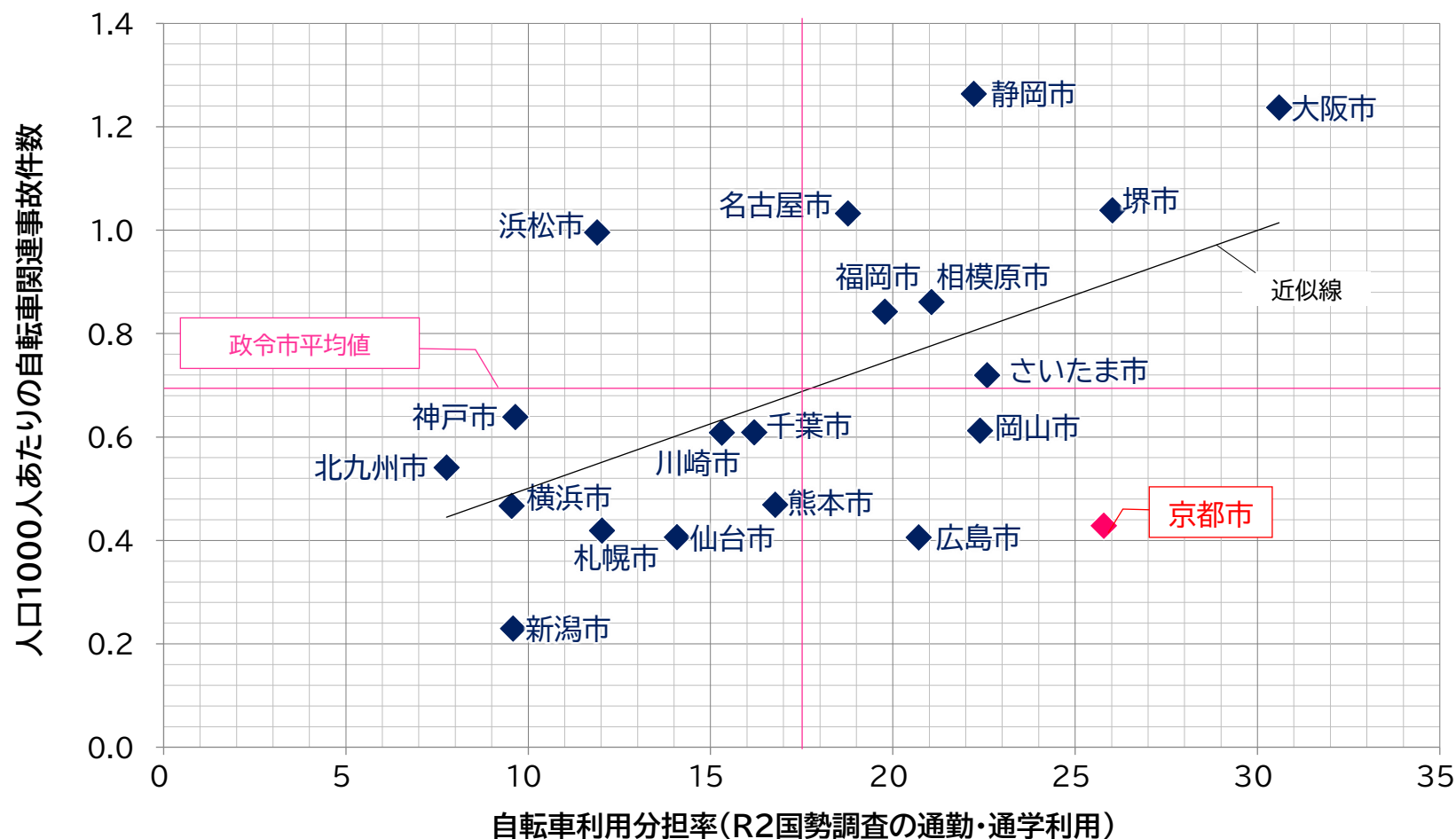
新潟市・川崎市・横浜市・静岡市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・福岡市・熊本市は自転車事故関連件数はR5年、それ以外はR4年の件数での算出

出典：総務省HP令和2年国勢調査（従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果）
警察庁HP交通事故統計情報のオープンデータ

1-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標

④自転車事故件数

- 人口1,000人あたりの自転車関連事故件数についても、自転車分担率が高い割には自転車事故件数が少ない結果となっている。



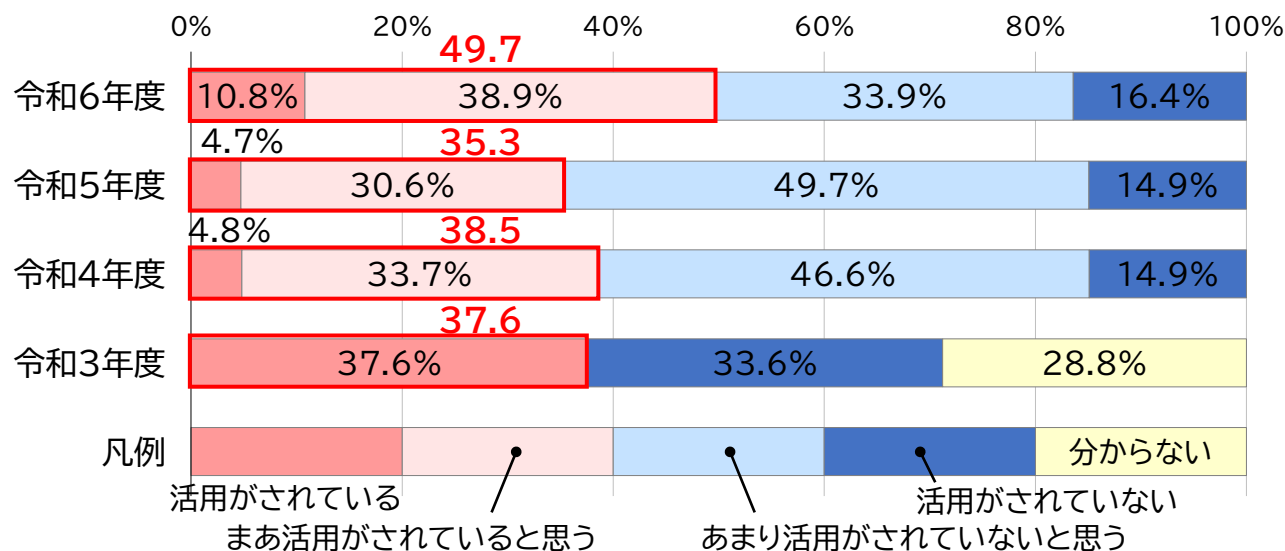
※赤線は政令市の平均値,黒線は近似直線

出典：総務省HP令和2年国勢調査（従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果）
警察庁HP交通事故統計情報のオープンデータ

1-2 「京都市自転車総合計画2025」の評価指標

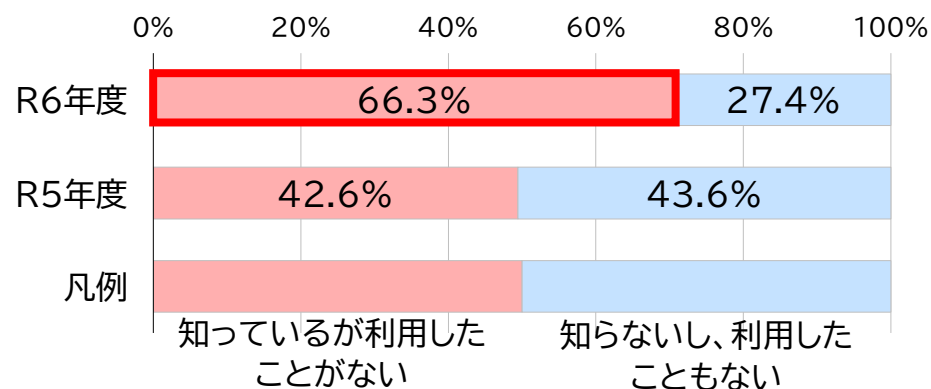
⑤健康増進や観光振興等、多様な場面で自転車が活用されていると感じる市民の割合

- シェアサイクルの認知度が上がったことや観光客に利用されていること等により、増加したと考えられる。



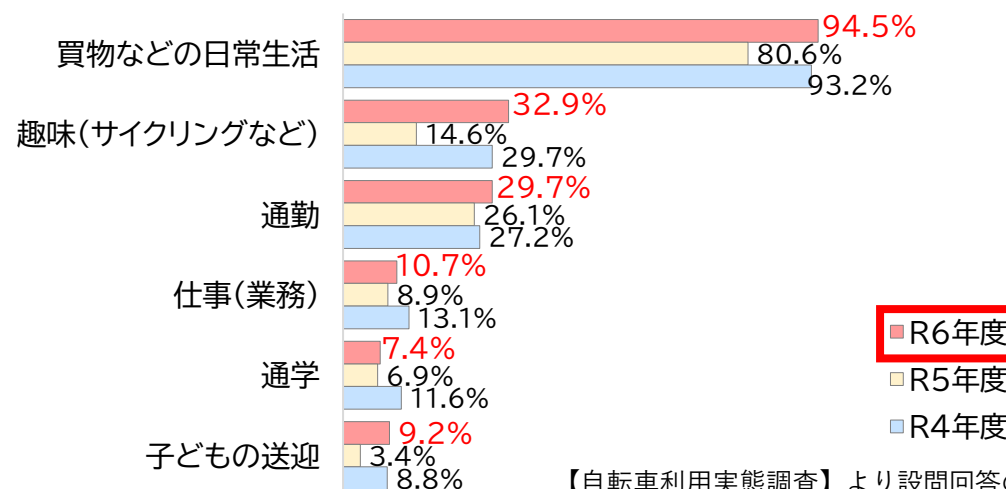
出典：自転車利用実態調査

■ あなたは京都市内でシェアサイクルを利用したことがありますか。
(利用したことがないと回答した方の比較)



【自転車利用実態調査】より設問回答の一部抜粋

■ あなたの自転車の利用目的についてあてはまるものを利用の多い順に上位3つまでお選びください



【自転車利用実態調査】より設問回答の一部抜粋

1 - 3 施策の進捗状況（「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～）

柱1 「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～

安心・安全に自転車に乗るための自転車安全教育・学習を充実させ、子どもからお年寄りまで、住む人も訪れる人も、誰もが自転車利用のルール、マナーを学び、守り合うことのできる社会の実現を目指す（資料4参照）。

10の施策	No	推進事業	実績	
			R5	R6
【推進施策1】 ライフステージやニーズに応じた自転車安全教育・学習の推進	新規	1 誰もが自転車に気軽にふれあい、ルール、マナーを学べる機会の創出	◎	◎
		2 ライフステージに合わせた自転車安全教育・学習の実施	◎	◎
	充実	3 多様なニーズに応じた自転車教室の実施	◎	◎
【推進施策2】 自転車の安心・安全な利用環境づくりの推進		4 地域等との連携によるルール、マナーの啓発	◎	◎
		5 各種イベントにおけるルール、マナーの啓発	◎	◎
		6 自転車安全利用促進啓発員によるルール、マナーの啓発	◎	◎
		7 様々な媒体を活用したルール、マナーの啓発	◎	◎
	新規	8 大学との連携によるルール、マナーの啓発	◎	◎
	充実	9 企業との連携によるルール、マナーの啓発	◎	◎
		10 自転車保険加入義務化に伴う加入の徹底	◎	◎
	新規	11 自転車利用の安心・安全を確保するための啓発等の推進	◎	◎
		12 自転車への思いやり運転についてのクルマの運転者に対する啓発	◎	◎
		13 自転車盗難防止対策等の推進	◎	◎
【推進施策3】 観光客の自転車利用ルール、マナーの向上		14 レンタサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール、マナーの啓発	◎	◎
	充実	15 広報媒体や宿泊施設等を通じた外国人観光客への周知啓発	◎	◎
		16 自転車観光の魅力発信及びルール、マナーの啓発	◎	◎

◎：実施済み ○：一部実施、取組中 ●：検討中

1 - 3 施策の進捗状況（「ひと」との共生 ～ルール、マナーを学び・守り合う～）

- No.1 誰もが自転車に気軽にふれあい、ルール、マナーを学べる機会の創出
- No.2 ライフステージに合わせた自転車安全教育・学習の実施
- No.3 多様なニーズに応じた自転車教室の実施

警察や教育委員会等とも連携し、ライフステージに合わせた京都ならではの体系だった自転車安全教室等を実施

受講対象	教室名	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
子育て中の保護者向け	①パパママ自転車教室	26人 (3回)	127人 (18回)	250人 (22回)
幼児向け	②キックバイクを用いた子ども自転車教室	732人 (36回)	1,086人 (60回)	1,191人 (60回)
小学生向け	③市立小学校の授業等での自転車安全教室	12,448人 (161回)	教育委員会で 実施 (集計しない)	教育委員会で 実施 (集計しない)
中学生・高校生向け	④「見て分かる！」自転車安全教室	965人 (4回)	1,240人 (7回)	885人 (5回)
	⑤事故のリスク・社会的責任編	1,125人 (7回)	1,090人 (6回)	2,010人 (10回)
自動車学校教習生向け	⑥自動車教習所を活用した自転車安全利用講習	23,024人	21,798人	21,423人
一般市民向け		149人	195人	338人

No.11 自転車利用の安心・安全を確保するための啓発等の推進

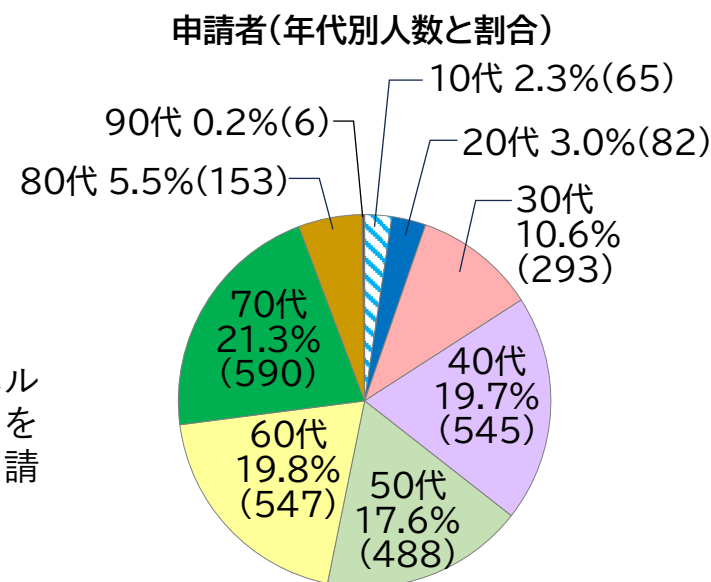
自転車用ヘルメット購入補助費の実施

- 自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の事故被害を軽減させるとともに、市民の交通安全意識を高め、自転車の安心・安全な利用環境づくりを推進するために、ヘルメットの購入費の一部補助を実施
- 補助実施方法：本市の定める方法で申請を行い、補助券の交付を受けた方に購入費補助を実施
- 補助対象者：補助申請日及びヘルメット購入日において市内に住所を有し、令和6年度に16歳以上となる方で、自転車ルール・マナーやヘルメットの正しい着用方法を学ぶ意思がある方（18歳未満は保護者の同意を要する。）
- 補助額：一人 2,000円（補助金の交付は、市民一人につき1回を限度とする。）
- 申請方法及び対象者数：サイクルセンター（大宮交通公園内）で実施している自転車教室に参加し、専用申込フォームから申請（80名分）【先着順】、補助金交付申込フォーム又は郵送にて申請（340名分）【申請者多数の場合は抽選】
- 対象となるヘルメット：安全基準に適合している新品のヘルメット



- 申請者数：2,796名

- 補助対象者数の変更：申請者多数の場合は抽選とする予定であったが、ヘルメット着用に積極的である申請者に可能な限り補助を交付し、事業効果を最大にしたいとの考えから、申請いただいた方のうち、要件を満たす全ての方に交付



() 内の数字は人数

1-3 施策の進捗状況（「まち」での共生 ～道路を正しく使い合う～）

柱2 「まち」での共生 ～道路を正しく使い合う～

安心・安全で快適な自転車走行環境の整備や駐輪ニーズに応じた適切な駐輪環境の整備等により、歩行者、自転車、自動車などの道路利用者が、道路を正しく使い合うことのできる社会の実現をめざします（資料4参照）。

10の施策		No	推進事業	実績	
				R5	R6
【推進施策4】 自転車走行環境の整備	充実	17	自転車走行環境整備の新たな箇所での実施	◎	◎
		18	自転車走行環境整備の効果検証	◎	◎
	充実	19	「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」の見直し	◎	◎
	再掲		自転車への思いやり運転についてのクルマの運転者に対する啓発	再掲（No.12）	
【推進施策5】 駐輪環境整備及び 放置自転車対策の推進		20	駐輪場整備の推進	◎	◎
		21	市営駐輪場の機能向上	◎	◎
		22	付置義務制度を活用した駐輪場整備の促進	◎	◎
	新規	23	小規模分散の駐輪需要への対応	●	●
		24	駐輪需給調査の実施	◎	◎
	新規	25	情報発信の充実等による駐輪場利用の促進	●	○
		26	放置自転車の防止に向けた啓発及び撤去の実施	◎	◎

◎：実施済み ○：一部実施、取組中 ●：検討中

1-3 施策の進捗状況（「まち」での共生 ～道路を正しく使い合う～）

No.17 自転車走行環境整備の新たな箇所での実施

自転車走行環境の整備の実施

- 「京都市自転車総合計画2025」を策定し、前計画から拡大する形で計画に基づく延長251.3kmのうち、令和5年度末時点で208.7kmを整備（進捗率は約83%）

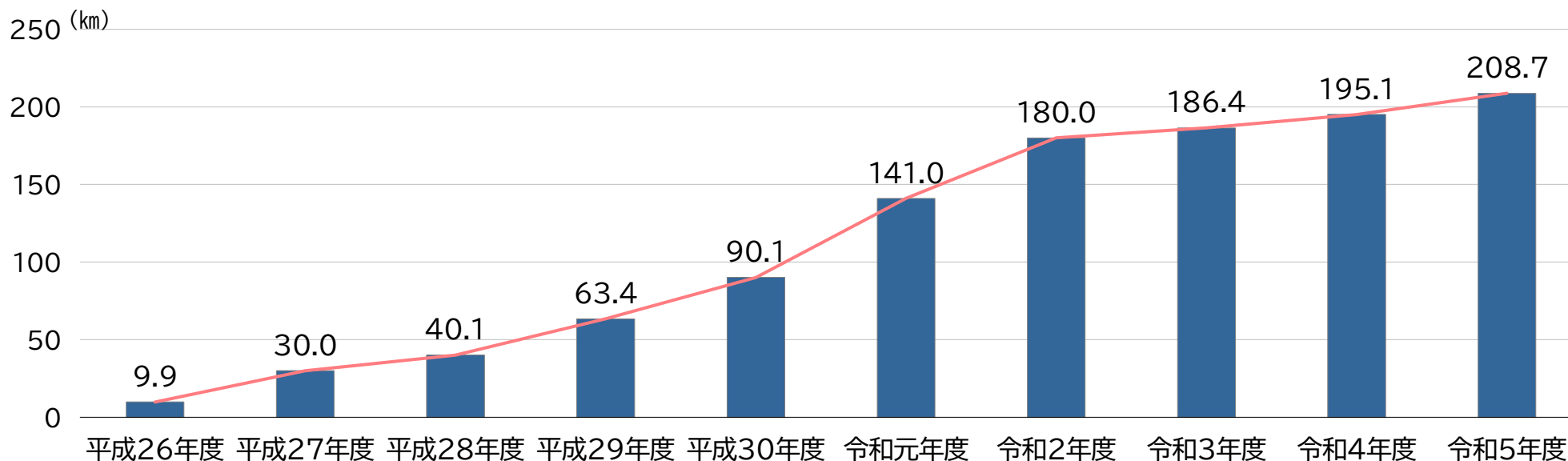
<自転車走行環境整備の考え方>

➤ ネットワーク整備

- ①自転車交通量が多い路線（2,000台以上/12時間）、
または
- ②既整備路線との連続性が確保できる路線について、幹線道路を中心にネットワーク整備を進める。

➤ スポット整備

自転車事故の発生状況や自転車利用状況等を踏まえ、生活道路を中心にスポット整備を進める（駅周辺、学校周辺等）。



1-3 施策の進捗状況（「まち」での共生 ～道路を正しく使い合う～）



No.18 自転車走行環境整備の効果検証

改定ガイドラインに基づく整備効果の検証

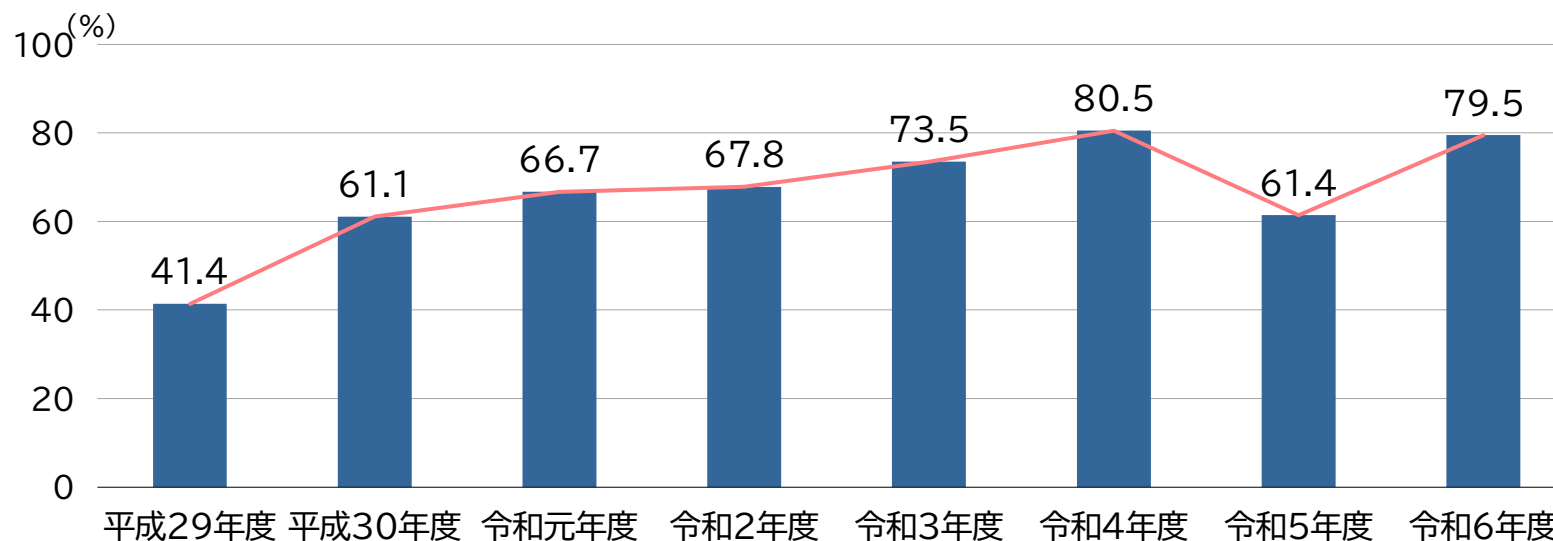
- 自転車走行推奨帯を整備済みの幹線道路・準幹線道路・生活道路において、整備前後の自転車の走行状況等の調査を実施するとともに、道路利用者へのアンケート調査を実施し、自転車走行環境整備の効果を検証

車道走行の割合

（単位：％）

路線名	H28.1 (整備前)	H28.2 (整備後)	H30.2	H30.10	R1.10	R3.9	R4.9	R6.2
丸太町通	21.9	25.5	28.1	36.4	38.1	30.9	32.9	37.3
河原町通	16.3	20.3	22.2	31.9	34.0	22.7	21.8	28.3

矢部根の認知度



1-3 施策の進捗状況（「まち」での共生 ～道路を正しく使い合う～）

No.18 自転車走行環境整備の効果検証

整備前後の事故件数

- 自転車走行環境整備エリアにおける整備前後の年間平均事故件数を比較すると、整備後に年間平均事故件数が減少しており、整備効果が表れていると言える。

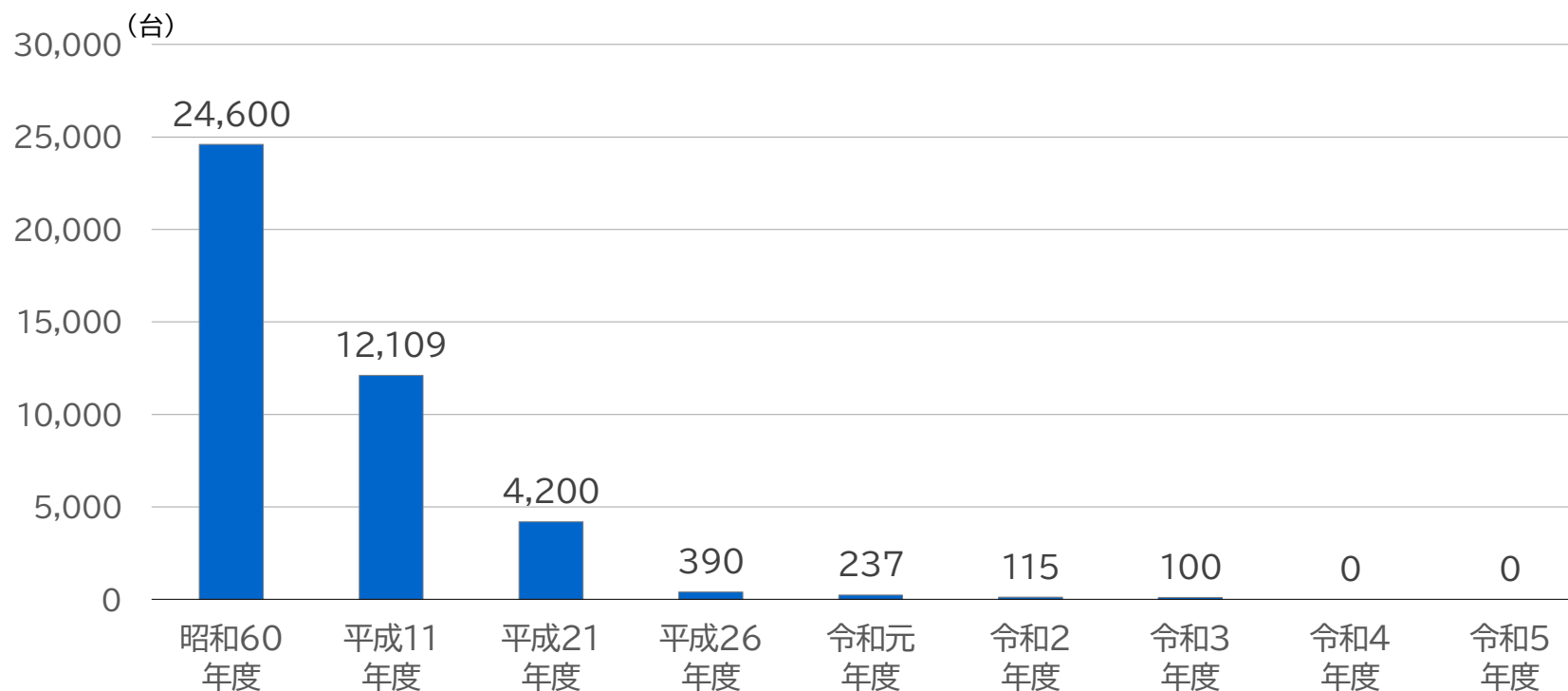
整備地区	年平均事故件数（件／年）		
	整備前	整備後	増減率
京都御所周辺	12.0	7.7	-35.8%
四条烏丸北西	5.3	1.7	-67.9%
御池通・四条通・ 烏丸通・堀川通周辺	7.0	2.9	-58.6%
二条城周辺	12.9	4.7	-63.6%
京都大学周辺	11.1	6.2	-44.1%
京都駅北側	13.2	5.3	-59.8%

※年平均事故件数について、整備前は平成24年から整備実施まで、整備後は整備後から令和5年まで

No.24 駐輪需要調査の実施

放置自転車台数調査の実施

- 隔年実施の国土交通省調査の手法に基づき、鉄道駅周辺の概ね500m区域内に放置された自転車等を数え、1駅につき、100台以上の場所における台数を計上
- 国土交通省調査が実施されない年度は、本市独自で同様の調査を実施している。



1-3 施策の進捗状況（「まち」での共生 ～道路を正しく使い合う～）

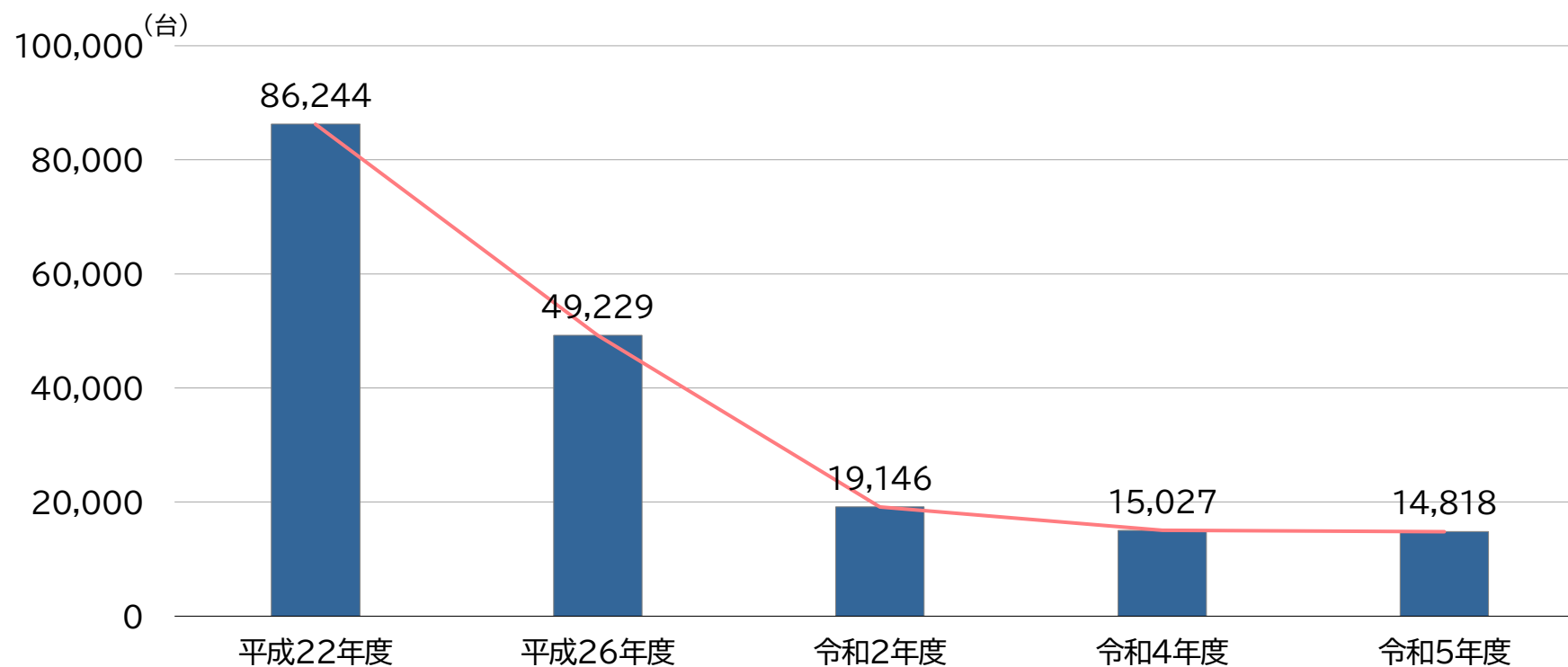


No.26

放置自転車の防止に向けた啓発及び撤去の実施

放置自転車の撤去台数

- 平成22年度の86,244台をピークに減少傾向にあり、令和5年度の撤去台数は14,818台にまで減少している。



1-3 施策の進捗状況（「くらし」との共生 ～生活の質を高め合う～）

柱3 「くらし」との共生 ～生活の質を高め合う～

環境問題や健康増進、観光振興、災害対応、そしてウィズコロナ・ポストコロナにおける「新しい生活スタイル」の実践など、多様な場面で自転車の活用策を展開し、市民が生活の質を高め合うことのできる持続可能な社会の実現をめざします（資料4参照）。

10の施策		No	推進事業	実績	
				R5	R6
【推進施策6】 環境にやさしく 快適な移動環境づくり	新規	27	公共交通を補完するシェアサイクル等の推進	◎	◎
	新規	28	自転車通勤等の情報発信の実施	◎	◎
【推進施策7】 健康増進のための 自転車の活用	新規	再掲	自転車通勤等の情報発信の実施	再掲（No.28）	
	新規	29	市民に身近なサイクリングスポーツの推進	●	○
	新規	30	障害のある人も自転車を体験できる環境づくり	◎	◎
	新規	31	自転車による健康教室等の実施	◎	◎
	新規	32	自転車による健康づくりの情報発信	○	○
		33	健康長寿に関する取組と連携推進	◎	◎
【推進施策8】 安心・安全な 自転車観光の推進		再掲	自転車観光の魅力発信及びルール、マナーの啓発	再掲（No.16）	
	新規	34	郊外等でのサイクリング事業等の実施	◎	◎
	充実	35	広域的なサイクリングルートの設定	◎	◎
	新規	36	自転車ラックの設置等によるサイクリング環境の整備	◎	◎
		再掲	レンタサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール、マナーの向上	再掲（No.14）	
	充実	再掲	広報媒体や宿泊施設等を通じた外国人観光客への周知啓発	再掲（No.15）	
【推進施策9】災害対応を 視野に入れた自転車の活用	新規	37	災害発生時における自転車の活用	●	●
【推進施策10】 その他関連施策		38	総合的な情報発信の充実	◎	◎
	新規	39	自転車利用実態等のデータ収集の手法の研究	●	○
	新規	40	自転車の再利用等の推進	●	●

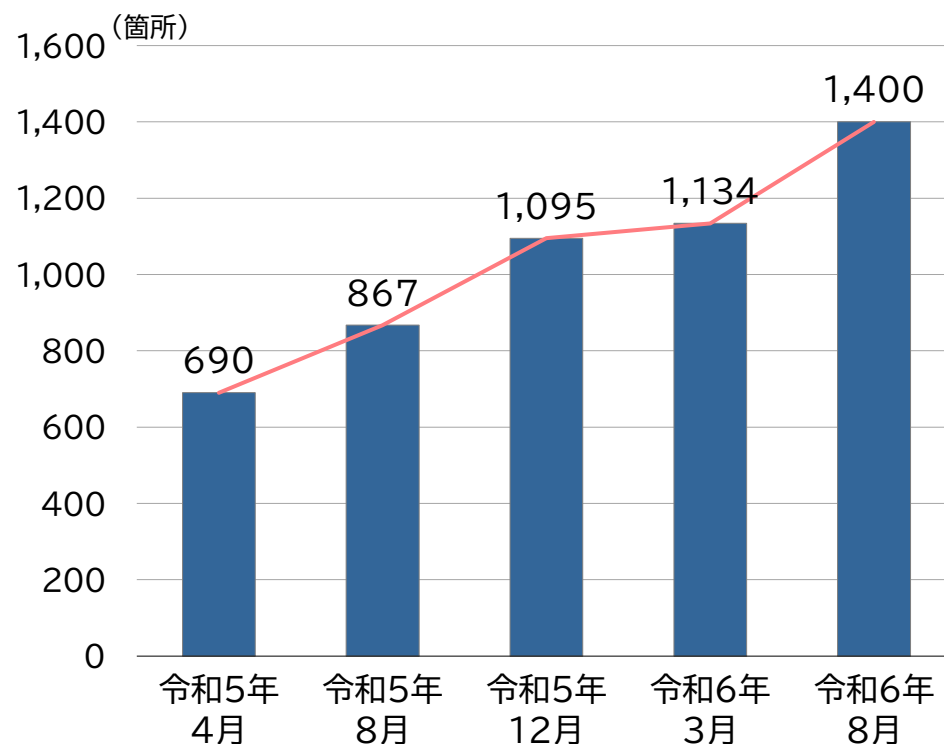
◎：実施済み ○：一部実施、取組中 ●：検討中

No.27 公共交通を補完するシェアサイクル等の推進

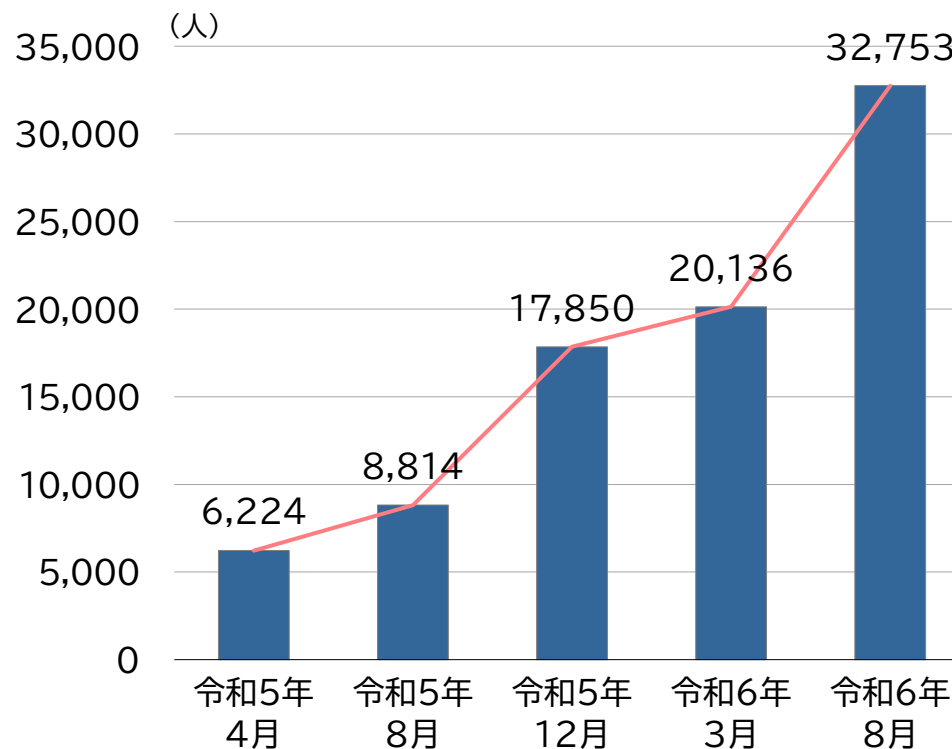
シェアサイクルの利用・普及促進

- シェアサイクルの更なる利用・普及促進を目指して、安心・安全で利便性の高いシェアサイクルの利用環境づくりを目的に、シェアサイクルポートとして使用するための「公有地の貸出し」及び「連携協定の締結」を実施
- 公有地の貸出しについては、28箇所（令和5年度：15箇所、令和6年度：13箇所）を有償で貸し出している。

ポート数の推移



利用者数（月ごと）の推移



※各事業者によって公表できる情報に差があるため、公表できる情報のみ計上

4 安全で快適な自転車利用環境創出 ガイドラインの改定について

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について



○自転車活用推進法及び第二次自転車活用推進計画（閣議決定）を踏まえて、車道通行を原則とした自転車ネットワークの形成を一層推進するため、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（H24・H28通知）を改定。

① 自転車活用推進法及び自転車活用推進計画の反映

◆前回のガイドラインの通知後に策定された自転車活用推進法（H29年5月施行）や第二次自転車活用推進計画（R3年5月閣議決定）を反映し、自転車の活用推進に関する視点を充実。

② 質の高い自転車通行空間の整備促進

- ◆限られた道路空間の中で、現地状況に応じた柔軟な再配分や分離を行うことにより、自転車道や自転車専用通行帯の整備を検討する手法を例示。
- ◆現地の実務担当者の理解が進むよう、考え方の概念図や設計例の平面図などの図表や根拠法令等に関する記述を充実。
- ◆将来的には完成形態での整備を目指すことが基本であることや、車道混在は自動車の速度の低い道路において、自転車と自動車が同一の空間を共用する概念であることを明確化。
- ◆複雑な交差点における通行ルールの表示方法について例示。
- ◆整備の機会を逃さないよう、他の道路事業との円滑な連携を進めることについて手順を記載。
- ◆計画・整備・維持管理における市民等との協働について改めて記載。

③ 自転車専用通行帯における路上駐停車対策の強化

◆自転車通行空間における駐停車の基本的な考え方や、停車帯等を併設する場合の設計方法例を提示。

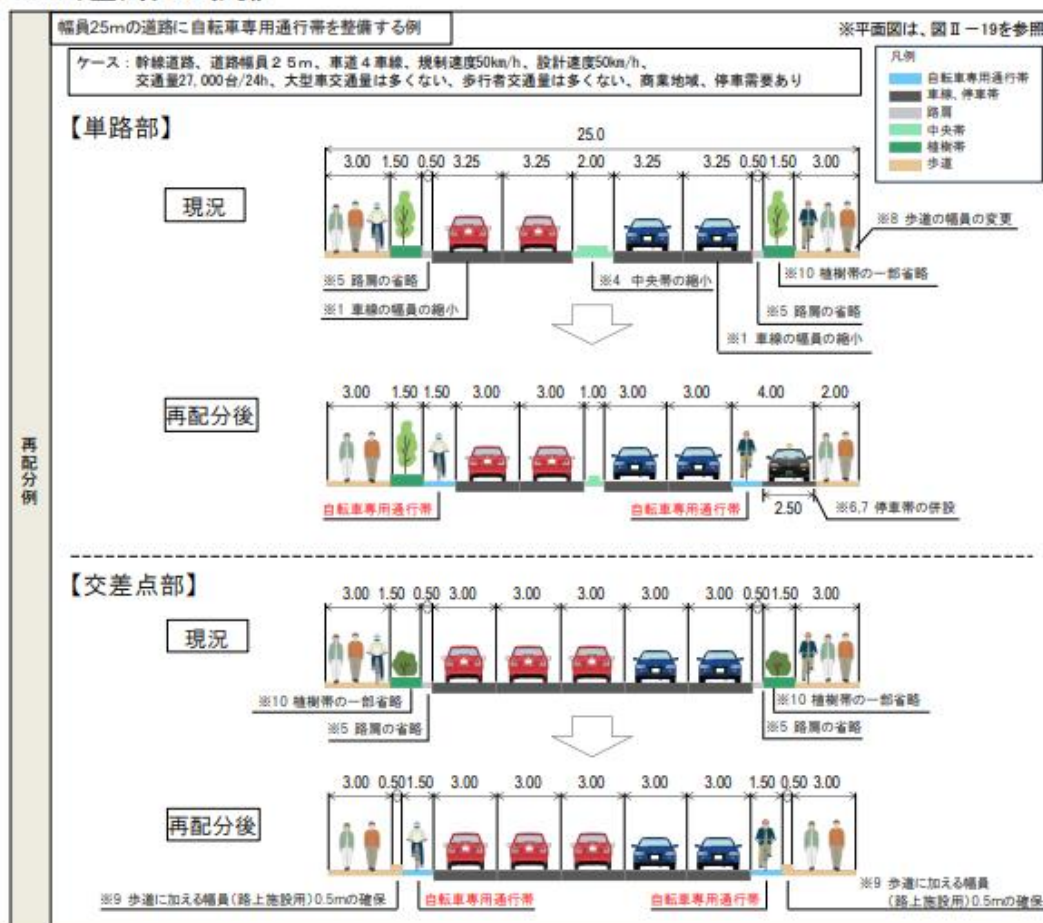
④ 利用ルールの徹底

◆自転車通行空間の整備形態別に道路管理者、都道府県警察が特に注意しなければならない通行ルールについて解説。

⑤ 新技術やデータの活用の促進

◆シェアサイクルやスマートフォンの移動履歴から自転車プローブデータを分析し、地域の状況を把握することの有効性について例示。

- ### 《25m道路の例》

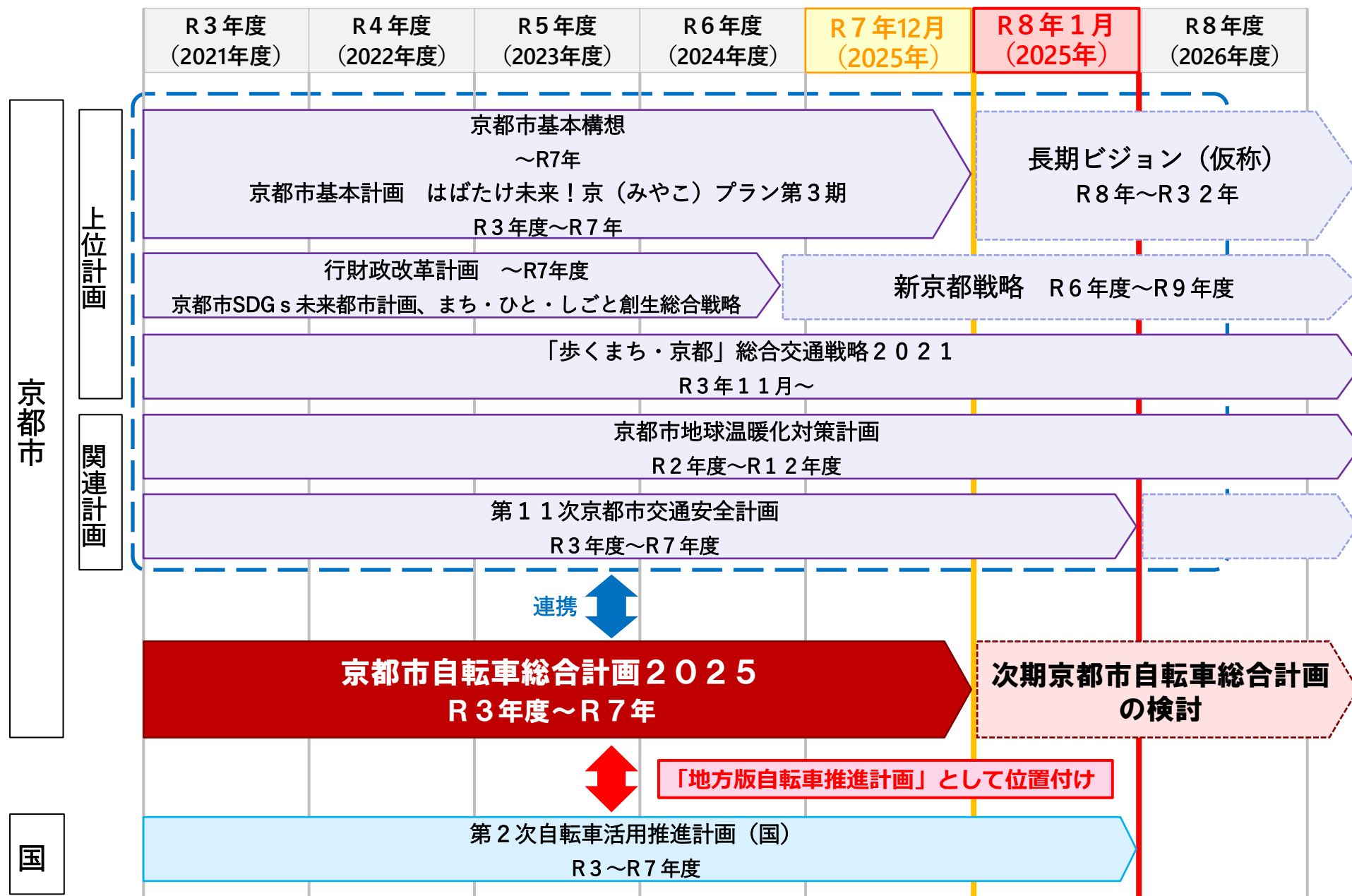


青文字：自転車専用通行帯を確保するための工夫



5 次期京都市自転車総合計画策定の流れについて

京都市自転車総合計画の位置付け（案）



次期京都市自転車総合計画策定の流れ（案）

年月		取組内容	
令和 6 年度	9 月下旬	審議会（書面）	京都市自転車総合計画 2 0 2 5 の進捗状況 など
	随時	安全教育検討部会	自転車安全教育プログラムの改定 など
	1 2 月 2 7 日	審議会	京都市自転車総合計画 2 0 2 5 の進捗状況 次期京都市自転車総合計画策定の流れ など
令和 7 年度	春～夏頃	審議会	次期京都市自転車総合計画の諮問 策定部会（仮称）の設置 など
	随時	安全教育検討部会	自転車安全教育プログラムの改定 など
		策定部会（仮称）	次期京都市自転車総合計画の検討 （ビジョン、検討すべき要素、推進事業 など）
	秋頃	審議会	答申素案（次期京都市自転車総合計画素案） など
		パブリックコメント実施	
	冬～春頃	審議会	答申（案）
			答申

構成（案）

●総論

目的

期間

区域：京都市全域

計画の位置付け：長期ビジョン（仮称）の分野別計画、「歩くまち・京都」総合交通戦略2021の下位計画、自転車活用推進法第11条に定められた市町村自転車活用推進計画

国や京都府の推進計画の目標、基本的な考え方や自転車を取り巻く社会経済動向などを踏まえ、京都市の抱える課題や有する地域特性・地域資源を活かした自転車活用の方向性として検討する。

●自転車を取り巻く社会経済動向

（人口減少、少子高齢化、自転車利用や保有台数の減少、電動アシスト自転車販売台数の増加 など）

●これまでの取組

現状及び課題

●これからの取組

計画の目標

実施施策及びスケジュール

●計画の推進及びフォローアップ

計画の推進体制

計画のフォローアップ

< 検討すべき要素 >

- ・ レンタサイクル及びシェアサイクル、サイクルツーリズム、災害時などの自転車活用の更なる推進
- ・ 良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会の内容（交通安全教育、違反処理（青切符）、交通規制）等を踏まえた道路交通法改正への対応
- ・ 新たな電動モビリティの登場
- ・ 自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化
- ・ 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定内容（自転車専用通行帯における路上駐停車対策の強化等）を踏まえ、自転車走行環境整備の今後の在り方及び維持管理
- ・ 放置自転車対策や駐輪場整備の今後の在り方

●戦略の概要

すべての人に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けて、令和9年度までの取組をまとめたものとなる予定。

市政点検の結果を踏まえ、現行の行財政改革計画（終期：令和7年度末）を前倒しで改定し、令和9年度までに取り組む政策や、政策を推進するためのしごとの仕方改革、財政・組織体制の今後の方針を示す。

●計画期間

令和6年度中～令和9年度までの4年間

現在、「新京都戦略（骨子）」を作成し、パブリック・コメントを実施中

（実施期間：令和6年12月6日～令和7年1月14日）

新京都戦略（骨子）への御意見を募集します！



**皆さまとつくる
これからの京都**

期間：12月6日（金）▶ 1月14日（火）

新京都戦略って
すべての人に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けて、令和9年度までの取組をまとめたものです。
これからの京都をつくる取組への御意見をお待ちしております。

意見はここから
右の二次元コードか京都市情報館の「意見募集フォーム」から御提出ください。

検索はこちら 

以下へ電子メール、FAX、郵送、持参でも御提出いただけます。
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上 上本能寺前町488番地
FAX：075-213-1066 電子メール：shin-senryaku@city.kyoto.lg.jp

お問合せ先
京都市 総合企画局 市長公室政策企画調整担当 TEL 075-222-3035
発行：令和6年12月／総合企画局市長公室政策企画調整担当
京都市印刷物 第064792号

 **京都市**
CITY OF KYOTO